平成２８年（フ）第３号
秋田県湯沢市皆瀬字小野188番地１　ケアハウス寿郷
破産者　寺尾　幸夫
１　決定年月日　平成28年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第１５号
秋田県横手市山内土渕字岩瀬10番地
破産者　高橋　希徳
１　決定年月日　平成28年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第５号
茨城県神栖市息栖1097番地
破産者　高安　純子
１　決定年月日　平成28年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第５２号
栃木県小山市駅南町５丁目12番５号　望月荘101号
破産者　田島　　稔
１　決定年月日　平成28年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第９号
群馬県佐波郡玉村町大字角渕4388－３　スターハイツＡ102、住民票上の住所群馬県北群馬郡榛東村大字山子田1165番地５
破産者　長谷川直人
１　決定年月日　平成28年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第６号
群馬県沼田市町田町63番地１　倉品アパート11号、開始決定時の住所群馬県利根郡みなかみ町下津2720番地１
破産者　髙橋　　調
１　決定年月日　平成28年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２７年（フ）第５２５号
埼玉県越谷市東大沢４丁目６－３　レオパレスエトワール107号室、住民票上の住所埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野６丁目15番地23
破産者　平賀　啓司
１　決定年月日　平成28年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３１号
埼玉県児玉郡美里町大字小茂田314番地23
破産者　木村　有花
１　決定年月日　平成28年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第５６７号
川崎市川崎区大島２丁目２番11号　ペイルハイツ　402、前住所川崎市川崎区浜町２丁目12番12―501号　センチュリー川崎南
破産者　大槻　友五
１　決定年月日　平成28年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６３２号
川崎市中原区新丸子東２丁目902番地１309、前住所横浜市南区永田北２丁目34番４－601号
破産者　竹内　圭介
１　決定年月日　平成28年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５９号
川崎市川崎区川中島１丁目２番15号　田中荘202
破産者　平野　一夫
保佐人　青木　亮祐
１　決定年月日　平成28年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１１９号
川崎市川崎区浅田２丁目２番14―808号　ライオンズプラザ川崎第２
破産者　森　　啓
１　決定年月日　平成28年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３５号
富山市水橋市江28番地６
破産者　児嶋　清人
１　決定年月日　平成28年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４号
岐阜県美濃加茂市本郷町７丁目12番37号
破産者　渡邉　圭司
１　決定年月日　平成28年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第１３６３号
名古屋市東区代官町17番13号（ライオンズシティ代官町1301号）
破産者　木村　　恵（旧姓神谷）
１　決定年月日　平成28年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９３９号
鳥取市富安２－102－２　サーパス鳥取駅前弐番館906号室、住民票上の住所名古屋市名東区社が丘４丁目1006番地の１
破産者　勝原　　洋
１　決定年月日　平成28年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３４号
名古屋市千種区東山通３丁目34番地の１　加藤ビル205号
破産者　ＬＵＰＩＮＵＳこと　行田　純一
１　決定年月日　平成28年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２７６号
愛知県北名古屋市宇福寺天神221番地　コンフォースⅡ201号
破産者　八木谷まさみ
１　決定年月日　平成28年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部